

# 入札監理小委員会における審議の結果報告

## 通訳案内士試験実施業務

(独)国際観光振興機構(以下、「機構」という。)による通訳案内士試験実施業務については、民間競争入札実施要項(案)を入札監理小委員会において審議したので、その結果(主な論点と対応)を以下のとおり報告する。

### 1. 事業概要及びこれまでの経緯について

- 通訳案内士とは、報酬を得て、通訳案内(外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。)を行うことを業とする。通訳案内士試験は、通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的に、毎年1回以上、観光庁長官が行うものである。
- 本事業は平成19年度に一度事業選定され、平成21年度～22年度実施事業において市場化テストを実施していた。しかしながら、当該事業評価時に、試験制度の変更が予定されることとなり(時期未定)(※)、複数年度契約が困難になったことから、当面の間、市場化テストの実施を見合わせるようになった。  
(※注)平成22年以降開催された「通訳案内士のあり方に関する検討会」の議論を踏まえて、総合特区制度を活用した通訳案内士(総合特区案内士)の創設(平成24年)などが行われた。
- その後、平成27年度開始事業(3か年の複数年度契約)まで総合評価方式による一般競争入札で事業を実施していたが、平成28年度に改めて事業選定され、今回再度の市場化テストを実施するもの。
- なお、本年5月の法改正を受け、入札の対象となる平成30年度開始事業(3か年の複数年度契約を予定)から、通訳案内士試験に合格して都道府県に通訳案内士登録をしなくても有償ガイドが可能となるなど制度変更が行われることとなった。

### 2. 市場化テストの実施に際して機構が行った取組について

過去に市場化テストを実施した平成21年度～22年度実施事業の評価における指摘を踏まえて、以下の取組を実施している。

- 願書受付業務(書面・電子)について、書面受付のみを委託対象としていたところ、受付業務の効率化の観点から、電子受付についても委託対象に加えることにした。(資料1-2の4P)
- 初期投資の平準化の観点から、事業実施期間を2年(前回市場化テスト実施時)から3年に延長した。(資料1-2の2P)

そのほか、情報開示の充実(従来の実施に要した経費、人員、施設及び設備

等)を図っている。

### **3. 実施要項(案)の審議結果について**

実施要項(案)の修正を伴う意見はなかったものの、以下の点について確認した。

#### **【論点】**

本年5月の法改正により通訳案内士の資格がなくても有償で通訳案内ができるようになることの影響をどのように考えているか。受験者が大幅に減少すれば、事業の複数年化によるリスクが生じるのではないか。

#### **【対応】**

直近の受験者数にはさほど影響は出ていない。機構としては、資格を取ることのメリット、インセンティブがある程度付与されれば、さほど影響は出ないと認識している。今後、制度変更に対応した受講者の拡大策について有識者委員会で検討する予定である。事業の複数年化については、初期投資の平準化等の観点から、より長期にすることも考えたが、指摘されたリスクにも鑑みて3年間としたい。

### **4. 意見募集(パブリックコメント)の結果について**

平成29年9月22日から10月6日まで意見募集を行ったところ、2者から17件の意見が寄せられた。主な意見は以下のとおり。

#### **【論点】**

- 入札対象地域に準会場は入れない方がよい。試験業務を準会場で実施する場合、準会場との間で別途契約が必要となり、業務が煩雑となる。また、1名でも出願者がいれば試験を実施する必要があるが、事前準備を含めた受験者1人当たりの運営費が高額となり、非効率である。(資料1-2の2~3P)
- 請負報酬の減額に関して、民間事業者の不備に関する各事項のいずれかが生じた場合に、一律に契約金相当額の5%の減額を行うことができるとされているが、非常に厳しいものではないか。(資料1-2の15P)

#### **【対応】**

- 入札対象地域から準会場を除くこととした。
  - 請負報酬の減額については「契約金相当額の 最大 5%の減額を行うことができる」に修正した。
- その他の意見に対しても、適宜回答している。

以上